

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

4年リースのLAN設備

Q : 最近公表されたLAN設備の取扱いに関する質疑応答の概要を教えてください。

A : 一定の期間に締結されたLANのリース契約については、耐用年数6年を基にしたリース期間4年によるものを売買取引とはしないことが明らかにされています。

【解説】

公表された質疑応答は、リース事業協会からの個別照会に対する回答という形で、LAN設備に関する税務上の取扱いを明らかにしたものです。LAN設備を一の減価償却資産として6年の耐用年数で償却することを認めた通達が廃止され、平成13年4月1日以後に開始する事業年度から、LAN設備は原則として構成機器ごとに個別に償却費を計算することになっています。

質疑応答は、この通達廃止に伴うもので、平成13年4月1日以後に締結されたLANのリース契約については、この廃止通達が公表される平成14年3月7日前に締結されたものであれば、耐用年数6年を基にしたリース期間4年によるものを売買取引とはしないことが明らかにされています。

また、LAN通達の廃止により、現在では18年或いは10年で個別に償却することとされたLANケーブルの耐用年数について、建物内に敷設された建物と一体不可分なものを除き、単に各機器を接続するだけのものについては、その接続する機器の附属品としてその機器の耐用年数を適用して差し支えないことも明らかにされています。

